

幼児教育・保育無償化に伴う『子育てのための施設等利用給付認定（第2号・第3号認定）』のご案内

幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、入園の申込とは別に、練馬区へ「保育の必要性」の認定の申請をし、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

1 施設等利用給付認定の対象となる方

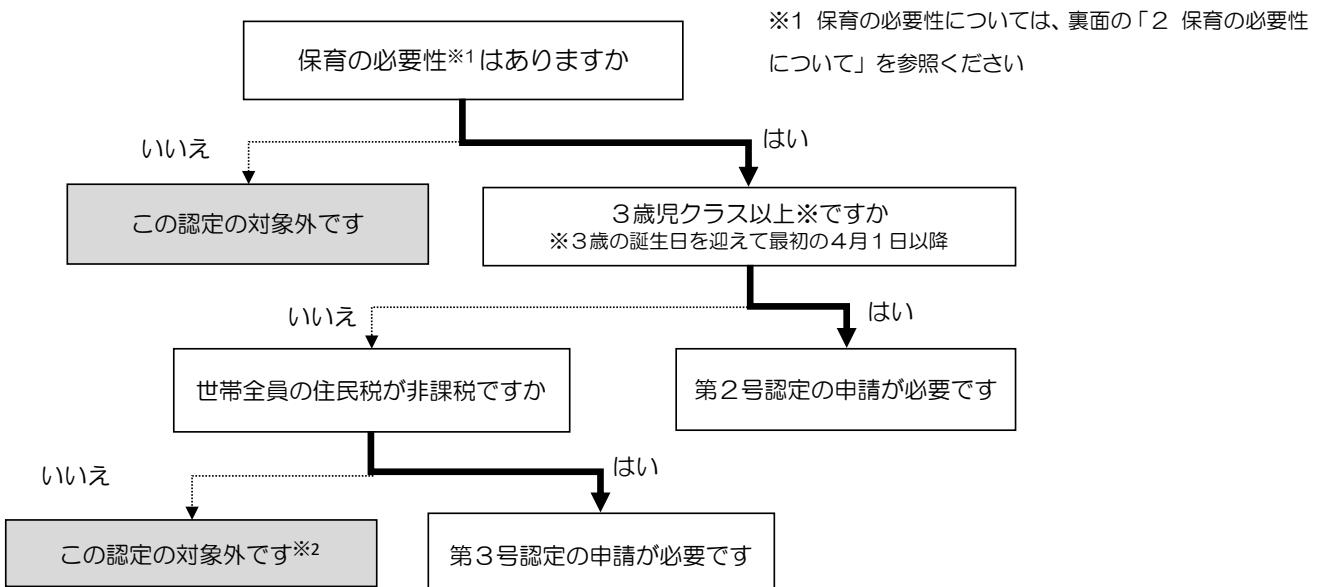
「保育の必要性」の認定（施設等利用給付認定）は、児童の学齢により以下のとおり区分されています。

クラス	認定区分	認定を受けるための要件
3～5歳児 (3歳の誕生日を迎えて最初の4月1日から小学校就学前)	2号認定	保育の必要性があること
0～2歳児および幼稚園の満3歳児 (3歳の誕生日を迎えてから最初の3月31日まで)	3号認定	区市町村民税非課税世帯で、保育の必要性があること

※無償化の対象となる幼稚園の預かり保育や、認可外保育施設等を利用中・利用予定の方が対象です。

※認可保育所や地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用中（予定）の方は、施設等利用給付認定の対象とはなりません。

《認定区分フローチャート》



※2 で認定対象外となっても、課税世帯で保育の必要性がある0～2歳児および満3歳児が幼稚園の預かり保育（満3歳児クラス）や練馬こども園（低年齢型）を利用する場合、その他の補助が受けられる可能性があります。詳細は、学務課幼稚園係にお問い合わせください。

【注意事項】

(1) 幼児教育・保育の無償化を希望する場合は、事前に保育の必要性の認定を受けてください。

認定を受けずに幼児教育・保育の無償化対象となる保育サービスを利用した場合、利用した時点で保育の必要性の事由を満たしていても、無償化の対象外となります。

(2) 保育の必要性の認定は遡及しません。

原則、申請日（練馬区の書類受理日）から認定します。いずれの申請方法についても、17時15分までに保育認定係に到達した申請のみを当日受理として取り扱います（以降の到達は翌日受理の扱いとなります）。認定希望日が受理日よりも後の日付の場合は、認定希望日からの認定となります。

(3) 練馬区へ転入した方は改めて申請が必要となります。

練馬区への転入前に保育の必要性の認定を受けていた場合であっても、認定は引き継がれません。

練馬区への転入日から14日以内に申請手続きを行った場合は、転入日に遡って認定します。

(4) 施設等利用給付認定通知書に記載された認定の有効期間が切れると、無償化の対象外となります。

認定期間満了後も引き続き認定を受けるためには、認定期間満了までに改めて必要書類を提出する必要があります。

2 保育の必要性について

「保育を必要とする事由」に応じて、下表のとおり認定の有効期間が異なります。

認定のためには、保護者全員に「保育を必要とする事由」があることが必要です。

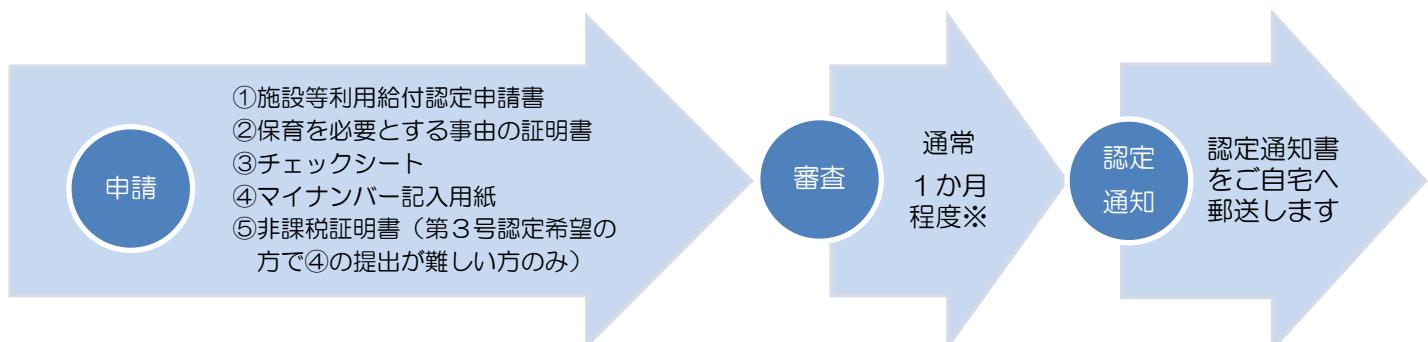
保育を必要とする事由		認定期間
就労	月12日以上、かつ、1日4時間以上の就労が常態である場合	保育を必要とする期間
妊娠・出産	出産のために保育が困難である場合	出産（予定）日の2か月前の月の初日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾病・負傷・障害	・入院、精神性の疾病、その他の通院や自宅安静が必要で保育が困難である場合 ・障害者手帳（身体1～4級、愛の手帳1～4度、精神1～3級）等の交付を受けている場合	保育を必要とする期間
介護・看護	月48時間以上の介護・看護が常態である場合	
災害復旧	災害（火災・風水害等）の復旧にあたっている場合	
求職活動	月12日以上、かつ、1日4時間以上の求職活動が常態である場合	最大3か月（再申請を含め、それ以上の延長はできません）
就学	月12日以上、かつ、1日4時間以上の就学が常態である場合 <u>※原則として、学校教育法に定める教育機関および職業訓練施設に限ります。</u>	卒業または修了予定日の属する月の末日まで
育児休業	原則として、育児休業を取得したまま新たに認定を受けることはできません。以下のケースは、例外的に育児休業取得中に認定できる場合があります。 ・認定申請児以外の育児休業取得前から同一保育施設を利用している場合 ・認定申請児以外の育児休業取得中に既に利用している保育園等を3月末に卒園となる場合（例：受入上限が2歳児クラス以下の小規模園からの卒園）	育児休業対象児童が満3歳に達する日の属する年度の3月31日まで ※「満3歳に達する日」とは、3歳の誕生日の前日をいいます。 ※育児休業中に退職・転職した場合は、原則として前職退職日をもって認定が終了します。

※ 保護者ごとに保育を必要とする事由が異なる場合は、いすれか短いほうの認定期間を適用します。

（例：父が就労要件、母が妊娠・出産要件の場合、妊娠・出産要件による認定期間を適用。）

※ 育児休業中の申請であっても、認定を希望する月の末日までに復職し、復職日から14日以内に復職証明書の提出があれば、「就労」として認定します。

※ 4月から認定希望の場合は、審査が集中するため、3月中旬以降順次発送となります。



施設等利用給付認定を受けた後の無償化の給付や補助金の申請に関する内容は、最後のページの問い合わせ先一覧「②無償化の給付に関すること、補助金の申請や金額に関すること」の担当部署へお問い合わせください。

4 提出書類

- ① 子育てのための施設等利用給付認定申請書（第2号・第3号認定）
- ② 保護者それぞれの、保育を必要とする事由を証明する書類
※事由ごとの必要な書類については「5 保育の必要性の認定に必要な書類」をご参照ください
- ③ 子育てのための施設等利用給付認定申請書類のチェックシート
- ④ マイナンバー記入用紙（郵送・窓口で提出の方）
※オンライン申請の場合は、ぴったりサービスにてマイナンバーを提出していただきます。詳細については、別紙「子育てのための施設等利用給付認定のオンライン申請について」をご参照ください
- ⑤ 該当年度の非課税証明書*（第3号認定希望の方で④の提出が難しい方のみ）
※ 該当年度の考え方は、下表をご参照ください。

認定希望日	該当年度（必要となる非課税証明書の年度）
令和7年9月～令和8年8月	令和7年度（令和7年1月1日に練馬区に住民票があり、かつ住民税の申告をしている場合は提出不要）
令和8年9月～令和9年8月	令和8年度（令和8年1月1日に練馬区に住民票があり、かつ住民税の申告をしている場合は提出不要）

5 保育を必要とする事由を証明する書類（保護者それぞれの書類が必要です）

保育を必要とする事由	必要書類
就労 (予定を含む)	<p>雇用されている方 『就労証明書』 (就労先で記入) ※勤務時間が不規則な方は、直近3か月分のシフト表、スケジュール等も添付してください。</p> <p>自営業主の方（雇用形態が役員・自営業専従者・家族従業者・内職業務委託で証明者が保護者本人の方） 【2点の書類の提出が必要です】 ①『就労証明書』 ②直近の確定申告書第一・二表の控えのコピー、または直近の源泉徴収票のコピー ※②のいずれも提出ができない場合は、認定希望日の前年度4月1日以降に届出または証明された開業届、営業許可証または履歴事項全部証明書のいずれかのコピーをご提出ください。 認定希望日前年度4月1日以降に届出または証明された開業届等がない場合は、過去に届出または証明された開業届等とともに、認定希望日の前月1日以降の収入がわかる資料（契約書、請求書、領収書の控え）のコピーをご提出ください。</p>
妊娠・出産	母子健康手帳の分娩予定日が記載されたページのコピー（練馬区の場合P4）
疾病・負傷・障害	診断書（家庭で保育ができない旨と療養期間の見込みが記載されたもの）や障害者手帳等のコピー
介護・看護	『介護・看護状況申告書』および 介護・看護の必要性を証明する書類（被介護・看護者に関する診断書や障害者手帳等）
災害復旧	罹災証明書のコピー
求職活動	『子育てのための施設等利用給付認定申請書』（裏面記入必須） ※求職活動の実績のわかる書類を求めることがあります。
就学	『就学状況申告書』または、在学証明書・学生証（在学期間がわかるもの）と時間割等（スケジュールがわかるもの）のコピー
育児休業	『子育てのための施設等利用給付認定申請書』（裏面記入必須）および 『就労証明書』（育児休業取得期間が記載されたもの）
不存在 (ひとり親)	『子育てのための施設等利用給付認定申請書』（裏面記入必須）および 【離婚、死別、未婚の場合】 保護者の戸籍謄本、離婚届受理証明書、児童扶養手当証書、ひとり親医療証（ <u>親医療証</u> ）等のうち、いずれか1点のコピー 【離婚調停中、離婚裁判中、離婚協議中の場合】 離婚調停、離婚裁判関係書類のコピー、または 弁護士が発行した離婚協議中であることを証明する書類のコピー（契約書等）

※上表の『』で記載された書類は練馬区で定めた様式です。練馬区の様式以外は受付できません。

※練馬区ホームページ（右の2次元コード）より、申請に必要な区の様式（就労証明書等）をダウンロードすることができます。



【練馬区ホームページ】

6 提出先および提出方法

- (1) オンライン申請 (LoGo フォーム) 右の2次元コードより申請可能です。
 - (2) 練馬区保育課保育認定係へ郵送 (〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1)
 - (3) 練馬区保育課窓口提出 (練馬区役所本庁舎 10 階)
 - (4) 各総合福祉事務所相談係 (光が丘、石神井、大泉) 窓口提出
- ※各総合福祉事務所では、書類の内容確認や相談はできません。



【オンライン申請 (LoGo フォーム)】

お問い合わせ先一覧

① 保育の必要性の認定に関すること

保育課 保育認定係	03-5984-1479
-----------	--------------

② 無償化の給付に関すること、補助金の申請や金額に関すること

お子さまが園に在籍している場合 (日常的に通園している場合)	幼稚園	学務課 幼稚園係	03-5984-1347
	認証保育所、認可外保育施設	保育課 保育サービス推進係	03-5984-1622
お子さまが園に在籍していない場合 (日常的に通園していない場合)			

(例) 幼稚園在園児が、びよびよの乳幼児一時預かりを利用して無償化の給付を受けたい場合
⇒ 問い合わせ先 : 学務課幼稚園係

③ 制度に関すること

幼稚園の預かり保育	学務課 幼稚園係	03-5984-1347
認証保育所、認可外保育施設	保育課 保育サービス推進係	03-5984-1622
私立保育園の一時預かり	保育課 私立保育所係	03-5984-1634
びよびよの乳幼児一時預かり	在宅育児支援担当課 育児支援係	03-5984-5673
ファミリーサポート		

※施設の利用に関する事（利用申込方法、保育料など）は、各施設にお問い合わせください。

区ホームページに、施設等利用給付認定に関する Q&A（よくある質問）
を掲載しています。右の2次元コードよりご確認ください。



【練馬区ホームページ】